

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[2025年11月20日開催（信託協会との意見交換会）]

1. サイバーセキュリティに関する取組について

- 最近のサイバー攻撃はますます深刻化しており、他業種において、業務遂行に多大な影響を及ぼすような事象も頻発している。こうした脅威は金融機関にとって決して他人事ではなく、自分事として取り組むことが重要である。サイバーセキュリティは、事業継続やお客様の信頼を守るために欠かせない経営課題であり、引き続き、経営レベルでの対応をお願いしたい。

<金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習（Delta Wall2025）>

- 金融業界全体のインシデント能力向上のため、2025年も10月にサイバーセキュリティ演習（Delta Wall2025）を実施した。
- 参加金融機関においては、IT/サイバーセキュリティ担当部署だけではなく、経営層にも積極的に関与いただいた。演習に参加することで満足せず、演習結果を活かしていただきたい。具体的には、経営者が適切な意思決定を行えたか、組織として顧客対応、業務復旧などのコンティンジェンシープランが有効であったかなどを振り返り、できなかったことを可視化し、改善するにはどうすればよいか、体制、業務プロセス、予算、人材を含めて考えていただきたい。

<サイバーセキュリティセルフアセスメント（CSSA）>

- 先般実施したCSSAは、今回初めて「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」に基づく自己評価を行ってもらった。個別結果は2025年11月に各金融機関へ還元する予定で、更に詳細な分析や横断的な示唆は後日改めて共有するので、ぜひ今後の取組に活かしてほしい。

<耐量子計算機暗号（PQC）対応>

- 金融ISACにおいて「日本の金融機関のためのPQC移行ガイド」が作成され、その中にPQC移行の具体的な移行ステップも含めた全体像が示されている。PQCへの移行は、将来の安全性確保に向けて避けられない取組であり、各金融機関において、金融ISACのガイドも参考にしながら、体制整備、システムの優先順位策定やクリプトインベントリの作成など、着実に準備を進めていただきたい。

2. 企業価値担保権の実装に向けた取組について

- 2026年5月25日の事業性融資推進法施行に向けて、当面の間、企業価値担保権の実装に向けた環境整備に取り組んでいる。
- なかでも、企業価値担保権の設定は、信託契約によることとされているところ、信託契約書の具体的な構成や内容についてイメージが持ちにくいとの意見が金融機関から寄せられたことを踏まえ、契約の書式等の具体例を示すべく作業を進めている。信託協会の御協力もお願いしたい。

3. レビキャリ研修ワークショップの再開について

- レビキャリの登録金融機関数が200機関を超え、地方銀行及び第二地方銀行においては全て登録に至った。これに伴い、全ての都道府県で求人登録の数も増え、マッチングの機会も加速していくことが見込まれるため、引き続き人材登録への御協力をお願い申し上げる。

(参考) 2025年10月末時点での実績は、大企業人材の登録者数：累計5,579人、登録金融機関数：211機関、マッチング件数：277件

- 2024年10月より休止していた研修ワークショップについて、2025年9月より再開しており、登録者は無料で利用できるため、登録者へ周知いただきたい。

4. 「決済高度化プロジェクト」の設置

- 金融庁では、フィンテック企業や金融機関等が前例のない実証実験を行うとする際に抱きがちな躊躇・懸念の解消につながるよう、2017年9月に「FinTech実証実験ハブ」を設置し、関連法令の解釈やコンプライアンス・監督対応上の論点整理等の面から実証実験を支援してきた。
- 足元、クロスボーダー送金の効率化やセキュリティトークンのDvP決済など、ブロックチェーン技術を活用した決済高度化の検討に国内外で進展がみられ、実証実験に移るものも現れている。技術の進展が早い分野であることから、関連法令の解釈を含め、実証実験の進め方に悩むケースが出てくることも想定される。
- こうした観点を踏まえ、2025年11月7日、決済分野に特化した「決済高度化プロジェクト」(PIP: Payment Innovation Project)をFinTech実証実験ハブ内に立ち上げ、第1号案件として、3銀行グループによるステーブル

コインの共同発行に係る実証実験を採択した。PIP では、ブロックチェーン技術や関連法令、海外動向など、決済分野に深い知見を持った担当者を支援チームに重点的に配置し、個々の実証実験をサポートしていく。

- 決済高度化につながる取組をお考えの際には、PIP の御活用も御検討いただきたい。

5. 金融行政方針の公表について

- 2025 年 8 月 29 日、2025 事務年度の金融行政方針を公表した。これは、金融庁が各事務年度において、重点的に実施する施策を明確化するものである。
- 2025 年は、要点を絞った記載としており、この方針に掲げた施策だけでなく、これまで継続的に取り組んできた施策も着実に実施していく。
- 金融行政方針を端緒として、各金融機関と課題認識等を共有し、かみ合ったコミュニケーションに繋げていきたい。金融庁の施策について、御不明な点、御懸念の点、御提言したい点があれば、お気軽にお問合せいただきたい。

6. 地域金融力強化プランについて

- 金融庁では、「地域金融力強化プラン」を年内に策定する予定。地域金融機関をはじめとする様々なプレイヤーが連携して、地域金融の地域経済に貢献する力（＝「地域金融力」）を発揮できるよう、関連施策を取りまとめる。
- 足元、金融審議会「地域金融力の強化に関するワーキング・グループ」が開催されており、直近では 10 月 28 日（火）に開催した。ワーキング・グループでの議論も踏まえながら、年内にプランの取りまとめを行いたい。
- 地域の事業者・経済の持続的な発展に当たっては、地域金融機関に限らず、地域内外の様々なプレイヤーとの連携が重要である。各金融機関においても、プランに御関心をお寄せいただきたい。

7. NISA 口座の利用状況に関する調査結果について（令和 7 年 6 月末時点）

- 2025 年 9 月 24 日、NISA 口座の利用状況調査（2025 年 6 月末版）を公表した。NISA 口座数は、約 2,696 万口座、総買付額は約 63 兆円となった。
- また、2025 年 11 月 13 日、都道府県別の NISA 口座の利用状況調査（2025 年 6 月末版）を公表した。

- NISA 口座の利用状況調査は、2024 年までは年 4 回（3 月末、6 月末、9 月末、12 月末）実施していたが、2025 年以降は年 2 回※（6 月末、12 月末）としており、引き続き御協力をお願いしたい。

※ 2025 年 3 月末時点調査は臨時的に実施したもの。

8. 10 月 G20 財務大臣・中央銀行総裁会議の成果物について

- 2025 年 10 月 15 日から 16 日にかけて、ワシントン D.C. において G20 財務大臣・中央銀行総裁会議が開催された。会合後に公表された議長総括及び成果物を踏まえ、金融関連の主な論点を御紹介する。

- ・ まず、バーゼルⅢを含む全ての合意された改革と国際的な基準を実施することの重要性が再確認されたほか、過去 15 年間の G20 金融改革の実施をレビューした金融安定理事会 (FSB) の中間報告書が公表された。同報告書では、バーゼルⅢなどの重要な改革の実施が不完全であり、実施の遅れと法域間の不整合性がグローバル金融システムにとってのリスクとなっている点を指摘している。
- ・ また、暗号資産及びグローバル・ステーブルコイン (GSC) に関する FSB のグローバルな規制枠組みの実施の進捗を評価するピア・レビュー報告書が公表された。規制整備が遅れている法域が多い中、日本は、EU や香港と並んで、暗号資産・ステーブルコインの両分野において規制整備が完了しているとの高い評価を受けている。ステーブルコイン発行者に対するストレステストの不実施など、指摘を受けた部分については、今後の規制・監督上の検討に役立てていく。
- ・ ノンバンク金融仲介 (NBFIs) に関しては、ヘッジファンドなどを含む NBFIs のデータの課題及び脆弱性に対処するための FSB 及び基準設定主体 (SSBs) による作業が支持された。
- ・ クロスボーダー送金に関しては、G20 ロードマップの効果的な実施へのコミットメントが再確認された。
- ・ サステナブルファイナンスに関しては、殆どのメンバーが、「2025 年 G20 議長国・サステナブルファイナンス作業部会共同議長 サステナブルファイナンス報告書」における気付きと拘束力のない勧告を支持した。勧告には、気候への強靭性の移行計画への統合、リスク評価の改善、自然災害の保険補償ギャップへの対処等が含まれている。

- 2025年12月より米国がG20議長国を務める予定である。引き続き、各金融機関の意見もよく伺いつつ、国際的な議論に貢献してまいりたい。

9. 障がい者等に配慮した取組に関するアンケート調査の結果について

- 2025年11月7日、預金取扱金融機関における障がい者等に配慮した取組状況について、2025年3月末時点でのアンケート調査結果を公表した。
- 聴覚障がい者等向けの電話リレーサービス・通話相手の声を文字にする電話アプリ「ヨメテル」について、信託銀行では非対応の先があるため、対応を進めていただくとともに、既に対応している場合でも、対応可能なサービスの拡充に取り組んでいただきたい。
- 視覚障がい者や自筆困難者等への代読・代筆に係る手続に関して、「障害により手続が困難である旨を相談しても代替手段の提示がない、提示までに長時間を要する」といった意見が金融庁に寄せられている。内部規定の整備に留まらず、社内研修等を通じた現場職員への周知・対応力向上の徹底が重要である。
- 本アンケート調査の結果も参考としていただき、障がい者等の利便性向上に向けて、一層の取組をお願いしたい。

10. 特定回収困難債権買取制度の活用促進について

- 2011年5月の預金保険法改正により、債務者又は保証人が暴力団員である等の特定回収困難債権、いわゆる反社債権の買取りを預金保険機構が行う「特定回収困難債権制度」が導入された。
- 制度開始以降、2025年6月末までに、金融機関101先から累計331件、約81億円の債権買い取りを決定しており、多くの金融機関に本制度を積極的に活用していただいているものの、近年は活用実績が低調であり、また、未だに活用実績がない金融機関も存在している。
- 各金融機関においては、引き続き反社会的勢力との関係遮断に努めていただくとともに、仮に、反社債権の保有が判明した場合には、積極的に本制度の活用を検討していただきたい。

11. ASBJによる公開草案「金融商品に関する会計基準（案）」等への対応について

- 企業会計基準委員会（ASBJ）は、IFRS 第 9 号「金融商品」の内容を取り入れた予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損に関する会計基準の検討を行っており、2025 年 10 月 29 日に公開草案を公表し、2026 年 2 月 6 日を期限としてパブリックコメントを実施している。
- 新会計基準（案）では、期末において債権等の当初認識以降におけるデフォルト発生リスクの変動に基づき、将来予測情報を加味した上で、12 か月又は全期間の予想信用損失を算定する必要がある。
- 本改正は、融資実務に係るものであり、適用に当たっては、予想信用損失の算定や開示などの財務会計のみならず、与信管理や収益管理にも影響を及ぼす可能性があることから、システム面も含む体制整備の検討が必要となる。
- 各金融機関においては、公開草案の内容を踏まえ、御意見の提出等、御対応を検討していただくようお願いする。

12. 後見制度支援預貯金・後見制度支援信託導入状況に関するアンケート調査結果の公表について

- 各金融機関における後見制度支援預貯金・後見制度支援信託の導入状況について、令和 7 年 3 月末を基準日としてアンケート調査を実施し、その結果を同年 11 月 10 日に公表した。
- 支援預貯金・支援信託を導入済とする金融機関の割合（個人預貯金残高ベース）は約 73% となり、僅かながら増加しているものの、業務体制の構築が困難、顧客のニーズがないなどとして、支援預貯金・支援信託の導入を見送っている金融機関も見られる。
- 各金融機関においては、本調査結果も踏まえ、成年後見制度や権利擁護支援に対する理解を促進し、高齢者等のニーズに的確に対応した金融サービスの提供が図られるよう、一層の取組を推進していただきたい。

13. 多国間制裁監視チームによる報告書公表について（北朝鮮関連）

- 2025 年 10 月、多国間制裁監視チーム（Multilateral Sanctions Monitoring Team、MSMT）は、「北朝鮮によるサイバー及び IT 労働者の活動」をテーマに、第 2 回目の報告書を公表した。

- 報告書には、暗号資産窃取及びその資金洗浄や利用、IT 労働者による外貨獲得並びに情報窃取を含む北朝鮮によるサイバー活動に係る具体的な情報が記載されている。
 - ・ 報告書の対象期間（2024 年 1 月～2025 年 9 月）に、北朝鮮は少なくとも 28 億米ドル相当の暗号資産を窃取した。
 - ・ 中国、ロシア、アルゼンチン、カンボジア、ベトナム、UAE を含む外国拠点の仲介者等に依存し、窃取した暗号資産を法定通貨に洗浄した。
 - ・ 軍事装備品等の販売・移転を含む調達取引にステーブルコインを使用。
- 各金融機関においては、本報告書も参考に、引き続きサイバーセキュリティ対策、マネー・ローンダーリング対策の強化に取り組んでいただきたい。

（参考 1）多国間制裁監視チーム（Multilateral Sanctions Monitoring Team、MSMT）

2024 年 4 月に安保理北朝鮮制裁委員会専門家パネルの活動が終了したことを受け、同年 10 月、日本を含む同志国は多国間制裁監視チーム（MSMT）を設立した。参加国は、日本、オーストラリア、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、ニュージーランド、韓国、英国及び米国の 11 か国。

（参考 2）外務省報道発表「多国間制裁監視チーム（MSMT）第 2 回報告書の公表」

https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit_000001_02871.html

（参考 3）報告書には、北朝鮮関係者が DMM Bitcoin から約 308 百万ドル相当の暗号資産を窃取した事案についても記載されている。

14. 対イラン制裁に係る要請について

- 2025 年 9 月、イランの核問題に関し、国連安保理決議に基づき、過去の対イラン制裁の復活（スナップバック）が決定された。
- 我が国においても、外為法告示の改正（2025 年 9 月 28 日公布・施行）等を行い、資産凍結や資金移転防止等の措置を再導入した。
- これを受け、2025 年 9 月 30 日、関係する金融機関等に対し、「イランの拡散上機微な核活動及び核兵器運搬手段の開発並びにイランへの大型通常兵器等の供給等に関連する取引について（要請）」を発出した。
- 同要請文においては、資産凍結や資金移転防止等の措置への遺漏なき対応とともに、本人確認義務及び疑わしい取引の届出義務の履行を求めていいるとこ、傘下金融機関への周知・徹底をお願いしたい。

(以 上)